

平成18年10月4日告示第259号

○南相馬市障がい者等日中一時支援事業実施要綱

平成18年10月4日告示第259号

改正

平成19年8月24日告示第90号

平成25年3月27日告示第16号

平成27年12月25日告示第177号

南相馬市障がい者等日中一時支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第3項に基づき、心身障がい児及び心身障がい者（以下「障がい者等」という。）の放課後又は事情により日中家族が不在になる際の活動の場を確保し、家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息の提供を目的とする。

(実施主体)

第2条 障がい者等日中一時支援事業（以下「事業」という。）の実施主体は、南相馬市とする。ただし、この事業を実施する場合において、市長は、利用の決定等の事務を除き、障害福祉サービス事業等を適正に実施できる社会福祉法人等（以下「実施事業者」という。）に委託し、行うものとする。

(事業の内容)

第3条 事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 日中、障がい者等に活動の場を提供し、見守り及び社会に適応する日常的な訓練を行う。
- (2) 特別支援学校等から日中一時支援事業実施施設までの送迎又は日中一時支援事業実施施設から障がい者等の家等までの送迎サービスを必要に応じて行う。
- (3) その他日常生活上必要な支援を行う。

(対象者)

第4条 この事業の対象者は、市内に居住し、日中において監護する者がいないため一時的に見守り等の支援を必要とする障がい者等で、次に掲げるものとする。ただし、市長が疾病その他の理由により利用することが不相当と認めるとき又は管理上支障があると認める

ときは、この限りでない。

(1) 就学している18歳未満の心身障がい児

(2) 日常的に介護を必要としている心身障がい者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長がこの事業の利用を特に必要と認める者
(事業の休日等)

第5条 この事業の休日及び利用時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、休日を変更、若しくは設定し、又は利用時間を短縮、若しくは延長することができる。

(1) 休日 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日

(2) 利用時間 午前9時から午後6時まで

(利用の申請)

第6条 この事業の利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、障がい者等日中一時支援事業利用申請書（様式第1号）により、南相馬市福祉事務所長（以下「所長」という。）に申請するものとする。

(利用の決定及び登録)

第7条 所長は、前条の申請書を受理したときは、速やかにその実態を調査し、利用の可否を決定する。

2 所長は、前項の規定により利用の可否を決定したときは、障がい者等日中一時支援事業利用決定（却下）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

3 所長は、第1項の規定により利用を決定したときは、申請者を障がい者等日中一時支援事業利用者台帳に登録するとともに、障がい者等日中一時支援事業依頼書（様式第3号）により実施事業者へ通知するものとする。

4 前項の規定により通知を受けた実施事業者は、申請者と協議のうえ、事業の利用開始日を決定するものとする。

(利用の変更)

第8条 前条の規定により利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、住所の変更等申請時の内容に変更が生じたときは、障がい者等日中一時支援事業利用変更届（様式第4号）により速やかに所長に届け出るものとする。

2 所長は、前項の届出を受理したときは、実施事業者に対し、速やかに変更の内容を通知

するものとする。

(利用の中止等)

第9条 所長は、利用者が次に掲げる事項に該当するときは、この事業の利用を中止し、又は停止することができる。

- (1) 市外へ転出したとき。
- (2) 入院等により利用できなくなったとき。
- (3) その他所長が不相当と認めたとき。

2 所長は、前項の規定により利用を中止し、又は停止したときは、障がい者等日中一時支援事業利用中止（停止）通知書（様式第5号）により利用者及び実施事業者に対して通知するものとする。

(手数料の負担)

第10条 この事業の利用者は、南相馬市地域生活支援事業手数料徴収条例（平成18年南相馬市条例第274号）の定める手数料を負担するものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

(施行前の準備)

2 この告示の施行に伴い、日中一時支援事業の利用決定に必要な申請の手続きについては、この告示の施行の日前において行うことができる。

附 則（平成19年告示第90号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月27日告示第16号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月25日告示第177号）

(施行期日)

1 この告示は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際に現に提出されている改正前の南相馬市障がい者等日中一時支援事

業実施要綱の様式により使用されている書類は、この告示による改正後の南相馬市障がい者等日中一時支援事業実施要綱の様式によるものとみなす。

様式第1号（第6条関係）

様式第2号（第7条関係）

様式第3号（第7条関係）

様式第4号（第8条関係）

様式第5号（第9条関係）

改正

平成20年3月28日条例第13号

平成25年3月27日条例第7号

南相馬市地域生活支援事業手数料徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により、障がい者及び障がい児に対して、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条の規定に基づく地域生活支援事業の各事業を実施した場合における手数料（以下「手数料」という。）の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 手数料を徴収する事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 訪問入浴サービス事業
- (2) 日中一時支援事業
- (3) 生活サポート事業
- (4) 移動支援事業

(手数料の額)

第3条 手数料の額は、別表のとおりとする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯又は当該年度分市町村民税非課税世帯に属する者は、無料とする。

(納入の方法)

第4条 第2条に掲げる事業の利用に供する者（以下「利用者」という。）は、前条別表に定める手数料を市長が定める日までに納入しなければならない。

(手数料の減免)

第5条 市長は、利用者の世帯が次に掲げる理由により手数料の支払が困難であると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 風水害、震災、火災等により被災した場合
- (2) 利用者本人又は生計中心者が疾病の場合
- (3) その他やむを得ない理由により手数料を支払うことが困難と認めるとき。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第13号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月27日条例第7号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

事業	区分	手数料の額	
訪問入浴サービス事業	1回当たり	600円	
日中一時支援事業	6時間未満	500円	
	6時間以上	600円	
生活サポート事業	1時間まで	150円	
	2時間まで	300円	
移動支援事業	個別移動支援 身体介護有り	30分未満	230円
		30分以上1時間未満	400円
		1時間以上1時間30分未満	580円
		以後30分増すごとに70円を加算する。	
	個別移動支援 身体介護なし	30分未満	80円
		30分以上1時間未満	150円
		1時間以上1時間30分未満	230円
		以後30分増すごとに70円を加算する。	
	グループ移動 支援 身体介護有り	30分未満	160円
		30分以上1時間未満	280円
		1時間以上1時間30分未満	410円
		以後30分増すごとに50円を加算する。	

	グループ移動	30分未満	60円
	支援	30分以上1時間未満	110円
	身体介護なし	1時間以上1時間30分未満	160円
		以後30分増すごとに50円を加算する。	

備考 日中一時支援事業については、同一世帯から2人以上の利用者がいる場合は、2人目以降は手数料の額の2分の1とする。